

所得税から住宅借入金等特別控除額を  
引ききれなかった方

**申告をお忘れなく！**

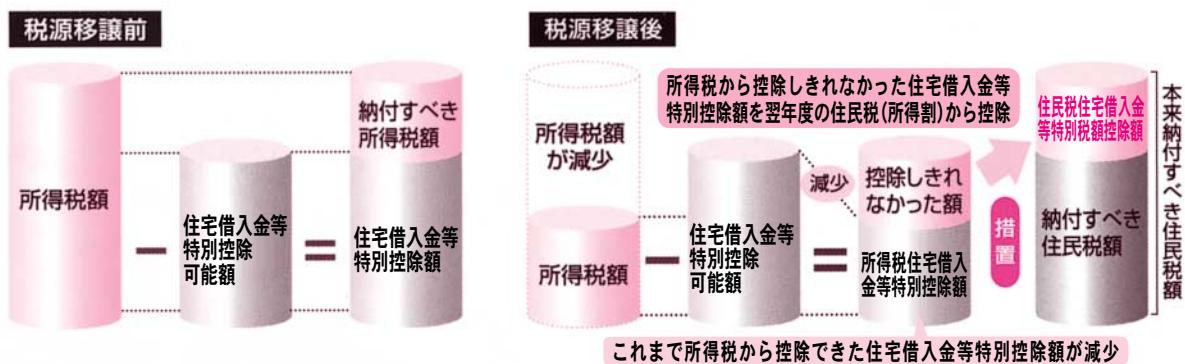
## 町県民税の住宅借入金等特別税額控除がはじまります

控除しきれなかった分は住民税(所得割)から控除されます

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅借入金等特別控除が減る場合があります。平成18年度末までに入居し、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

平成20年以降、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。

※平成11年1月1日～平成18年12月31日までに住宅を居住の用に供した方が対象です。



平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税 道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。（※申告書は2種類あり、役場税務課・申告受付会場で配布します）

住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法	申告書様式
所得税の確定申告を <u>されない</u> 方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出	第55号の3様式
所得税の確定申告を <u>される</u> 方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出 (町の申告受付会場でも提出できます)	第55号の4様式

○住宅借入金等の年末残高合計額がわかる資料もご用意ください。

総務課 内線234
<p>平成20年度交通災害共済について</p> <p>交通災害共済は、万が一交通事故により死亡またはケガをされた場合に、見舞金を支給する公的共済制度です。平成20年度から、制度が次のとおり一部変更されますので、ご確認ください。申込方法等は3月号でお知らせします。</p> <p><b>掛金が変わります。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一般は700円・中学生以下は300円</li></ul> <p><b>災害見舞金の受取額が変わます。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・最低が2万円で、等級は1等級から8等級まで</li><li>・交通事故証明書の代わりに交通事故申立書または現認証明書で申請された場合は半額</li></ul> <p><b>頸椎捻挫、腰椎捻挫またはこれに類する傷病は、治療期間が制限されます。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・治療期間は、事故日から200日未満の間</li></ul> <p><b>災害見舞金は、請求者口座へ組合から直接振込みも可能です。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害見舞金振込依頼書を請求書に添付</li></ul>